

1. 産地間競争を勝ち抜く農林業の振興

(1) 生産基盤の整備

現状と課題

- 平坦地を中心とする生産基盤整備はほぼ完了したものの、中山間地域は、地形的な制約から生産基盤の整備が遅れています。生態系などの環境に配慮した生産基盤整備を促進することにより、農地保全を推進していく必要があります。
- 農道や用排水施設の整備については、基盤整備事業などにより進められてきましたが、経年の老朽化により再整備が必要となってきています。再整備にあたっては、農業機械の大型化や農産物の運搬路として十分機能できるよう整備を進めるとともに、安定的な用水の確保と排水の整備を進めていく必要があります。また、維持管理機能が低下しているものについては、地域での取組に加え国県などの施策も併せた対応が必要です。
- 中山間地域においては、耕作放棄地が見受けられ、下流域の国土保全機能の低下、病害虫の繁殖、鳥獣被害の拡大等の要因になることからその対策が必要です。
- 本市の農業振興地域整備計画において、農業振興地域は465.18 km²で、うち農用地区域が102.2 km²となっています。この計画は、農業振興を図る区域を明らかにするとともに、農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進するものですが、社会経済状況の変化などに合わせた見直しが必要です。

耕地面積

(単位：ha)

区分	平成12年	平成17年	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
十日町市	7,610	7,140	7,160	7,170	7,170	7,160

(資料：新潟農林水産統計年報)

※耕地面積は、各種調査によって数値に差があり、それぞれの出所資料表示をして使用しています。

水田の整備状況(1)

(単位：ha、%)

区分	水田面積	整備面積	整備率
平成5年度	7,208	2,651	36.8
平成10年度	6,797	2,992	44.0
平成15年度	6,566	3,125	47.6
平成19年度	6,260	3,201	51.1
平成21年度	6,250	3,228	51.6

※整備率：H19年度までは「30a区画程度に整備され、大・中型機械化作業可能な水田」の確定値
H21年度数値はH20～21年度のほ場整備事業の区域面積を加算した数値(速報値)

(資料：新潟県十日町地域振興局農業振興部)

水田の整備状況(2)

(単位：ha)

区分	合計	十日町地域	川西地域	中里地域	松代地域	松之山地域
30a以下の整備済面積	1,910	966	100	525	203	116

※中山間地域を中心とした小区画(30a以下)の整備済面積

平成21年3月現在

(資料：農林課)

施策の展開

1. 生産基盤整備の推進

①生産基盤の整備や農村環境の保全が遅れている中山間地においては、地形的条件や環境に配慮した整備・保全を重点的に進めます。

【主要事業】

- ・生産基盤整備事業
- ・県単農業農村整備事業
- ・経営体育成基盤整備事業
- ・中山間地域等直接支払交付金事業
- ・継続的農林業生産体制整備事業

2. 農道、用排水施設の整備

①農業機械の大型化や農産物の運搬に適した農道の整備を推進するとともに、安定的な用水の確保を図るため用排水施設の再整備を推進し、効率的かつ安定した生産基盤の確立を図ります。

【主要事業】

- ・広域営農団地農道整備事業
- ・ため池等整備事業
- ・基幹水利施設ストックマネジメント事業
- ・中山間地域等直接支払交付金事業
- ・地域用水環境整備事業

3. 農地の保全と維持管理

- ①社会経済状況や農業情勢の変化に対応し、農業上の土地の有効利用並びに農業の近代化に向けた施策を展開するため、地理情報システムなどを活用した農業振興地域整備計画の見直しを行います。
- ②農地保全を推進するため、過疎化・高齢化などに伴う集落機能の低下を防ぎ、地域住民が一体となった保安全管理活動を推進します。農地の荒廃防止や環境保全対策を展開するとともに、その有効活用を図ります。
- ③市民農園、農地貸付事業を通して遊休農地、耕作放棄地の利活用と防止を図ります。

【主要事業】

- ・耕作放棄地対策支援事業
- ・農地・水・環境保全向上対策
- ・中山間地域等直接支払交付金事業
- ・市単水田利活用自給力向上事業
- ・農業振興地域整備促進事業

【まちづくりの目標値】

項 目	現 状	目 標
水田の整備（１） （30 a 区画程度に整備され、大・中型機械化作業可能な水田以上の整備面積）	3,228ha （平成 21 年度）	3,268ha （平成 27 年度）
水田の整備（２） （30 a 以下の整備済面積）	1,910ha （平成 21 年度）	1,940ha （平成 27 年度）
合 計	5,138ha （平成 21 年度）	5,208ha （平成 27 年度）

現状と課題

- 農家数は、昭和 55 年が 9,281 戸、平成 12 年が 6,629 戸、平成 17 年が 6,192 戸と減少を続けています。認定農業者は、平成 22 年 3 月末で 299 名確保されているものの、担い手不足と耕作放棄地の増大が深刻な問題となっています。また、一部の集落では、集落営農の法人化が進んでいますが、市内の農業経営は個人経営が中心であり、農業従事者の高齢化により農業の継続が困難な状況となっています。地域農業を維持するため、関係機関が一体となった推進体制と、地域が一体となって新たな担い手の育成を進めるとともに、集落営農の組織化・法人化による生産コストの削減など、持続的農業を促進する必要があります。
- 農地の集積は、農地の貸し手側と借り手側の情報が正確に把握できないことなどにより、計画どおり進んでいません。また、集積対象者が明確でない地域においては、集落営農体制づくりのための担い手の確保が緊急の課題です。

農家数、農家人口の推移

(単位：戸、人)

区 分	総農家数	自給的 農家数	専 業 農家数	兼業農家数		農家人口	農業就 業人口
				第 1 種	第 2 種		
昭和 55 年	9,281	—	496	2,316	6,469	42,411	13,087
昭和 60 年	8,590	—	521	1,370	6,699	38,389	11,517
平成 2 年	7,826	—	531	689	6,606	34,358	9,351
平成 7 年	7,121	—	556	696	5,869	30,349	7,572
平成 12 年	6,629	1,542	515	556	4,016	27,829	6,651
平成 17 年	6,192	1,576	657	538	3,421	24,555	—

※「—」は調査を欠くもの

(資料：農業センサス)

【まちづくりの目標値】

項 目	現 状	目 標
認定農業者数	299 経営体 (平成 21 年度末)	395 経営体 (平成 27 年度末)
認定農業者に農地集積された面積 ※集積率 = 集積農地面積 ÷ 農地面積 (新潟農林水産統計 年報の農地面積) ※集積農地面積は農作業受託面積を除く。	1,403ha 集積率：19.6% (平成 21 年度)	3,570ha 集積率：49.9% (平成 27 年度)

(資料 (現状)：認定農業者実態調査)

(資料 (目標)：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想)

施策の展開

1. 意欲ある農業者の育成と確保

- ① 魅力とやりがいのある農業を実現するため、国県の補助事業を活用した助成を行うとともに、就農者向け各種研修の活用による経営の早期安定化を支援し、意欲ある若者・新規就農者や定年帰農者等の農業参入を促進します。
- ② 農業協同組合や農業共済組合などの農業団体と連携を密にするとともに、十日町市担い手育成総合支援協議会を核とした営農指導体制や担い手支援対策の充実を図り、未来を担う農業者を確保します。
- ③ 平成21年12月の農地法改正を受け、新規就農を推進するとともに、小規模でも意欲ある担い手を確保する観点から農地の下限面積を10aとし、多様な担い手を育成します。

【主要事業】

- ・ 担い手育成総合支援事業
(新規就農者支援事業、農業担い手公社支援事業)
- ・ 農業制度資金融資事業
- ・ 農業者戸別所得補償制度推進事業
- ・ 市単水田利活用自給力向上事業
- ・ 畜産振興対策事業(家畜予防接種助成事業他)

2. 集落合意に基づいた営農体制の確立

- ① 農業経営基盤を強化するために集落営農体制の整備に向けた担い手の育成を推進するとともに、女性や高齢者も重要な構成員として活躍できる環境づくりを目指します。
- ② 認定農業者、農業生産法人、任意生産組合、機械共同利用組合などそれぞれの地域に合った体制整備により、多様な集落営農システムの確立を推進します。

【主要事業】

- ・ 中山間地域等直接支払制度
- ・ 法人化育成支援事業
- ・ 小規模農家等集落営農支援事業
- ・ 市単水田利活用自給力向上事業

3. 農地集積による経営規模の拡大

- ① 農地の利用権設定や農作業の受委託を促進し、農地が多様な担い手や生産組織に集積されるよう支援し、経営規模の拡大を図ります。
- ② 集落機能の維持を図り、優良農地の確保と耕作放棄の防止・解消対策を展開します。特に、山間集落においては、地域一体となった農業、農地の管理を行い農地の荒廃を防止します。

【主要事業】

- ・ 市単水田利活用自給力向上事業
- ・ 中山間地域等直接支払制度

現状と課題

- 農業は稲作中心ですが、園芸作物の生産・加工・販売が重要になってきており、さらに稲作との複合経営を推進する必要があります。また、安全・安心な農産物に対するニーズが高まっており、減農薬・減化学肥料栽培、有機栽培及び栽培履歴の追跡管理が求められています。
- 稲作と園芸作物、花卉、えのき茸などとの複合経営が行われていますが、降雪量の多い冬場の営農活動が困難であり、通年雇用型の営農体制の整備と営農の集団化・組織化によるコスト低減、省力化が必要です。

農業産出額の推移

(単位：百万円)

区 分	合 計	米	園 芸 等	畜 産	そ の 他
昭和 55 年	10,616	7,006	2,262	1,275	73
昭和 60 年	12,851	9,507	2,174	1,129	41
平成 2 年	12,547	9,205	2,301	1,014	27
平成 7 年	11,705	8,861	2,049	790	5
平成 12 年	10,653	8,278	1,742	604	29
平成 15 年	11,903	9,609	1,555	655	84
平成 16 年	11,087	8,351	1,833	819	84
平成 17 年	10,460	7,810	1,720	810	120
平成 18 年	11,500	8,880	1,740	760	120

(資料：新潟農林水産統計年報（H19年から市町村別統計は計上していない。))

【まちづくりの目標値】

項 目	現 状	目 標
新潟県特別栽培農産物認証 ¹⁾ 米の生産者数及び栽培面積	生産者数 46 人 栽培面積 309.7ha (平成 21 年度)	生産者数 60 人 栽培面積 450ha (平成 27 年度)
エコファーマー認定者 ²⁾ 数	認定者数 266 人 (平成 21 年度)	認定者数 300 人 (平成 27 年度)
コシヒカリの 1 等米比率	92.1% (平成 21 年産)	95.0% (平成 27 年産)

施策の展開

1. 環境保全型農業の推進

- ①安全・安心で付加価値のある農産物の生産と、資源循環型農業を推進するため堆肥センターを整備します。
- ②関係機関と連携し、環境保全型農業の普及・啓発を行います。

【主要事業】

- ・農地・水・環境保全向上対策
- ・先導的環境保全型農業推進事業
- ・堆肥化施設整備事業

2. 農畜産物の高付加価値化の推進

- ①魚沼産コシヒカリのブランドをさらに高めるため、堆肥利用による土づくり、減農薬・減化学肥料栽培、安全で効果的な共同防除などを推進するとともに、気候変動に負けない高品位・良食味米の生産体制を確立します。
- ②水田の有効活用による大豆・そば・米粉用米などの生産を推進し、食料自給力の向上を目指すとともに加工技術の開発を促進し、農産物の付加価値を高めます。
- ③農産物の生産履歴について、追跡管理の促進を図ります。
- ④新潟県のクリーンポーク制度³⁾の認定を受けた養豚グループを始め、肥育牛、酪農、養鶏などの畜産を振興するとともに、より安全・安心な畜産物の生産を推進します。

【主要事業】

- ・畜産振興対策事業（家畜予防接種助成事業他）
- ・堆肥化施設整備事業
- ・戸別所得補償制度導入推進事業
- ・市単水田利活用自給力向上事業

3. 地域特性を生かした複合経営の推進

- ①複数の農産物を組み合わせた複合経営を推進するとともに、新技術や施設設備の導入を図り、低コスト・省力化の生産技術を確立します。
- ②農家や農業者グループ、農業法人などに対して、地域農産物を生かした農産物加工品の開発を促進し、通年雇用体制の確立を目指します。

【主要事業】

- ・6次産業振興事業

- 1)新潟県特別栽培農産物認証：安全・安心な農産物に対する消費者ニーズの高まりに対応するため、新潟県が特別栽培農産物の基準を定め、当該基準に適合した県農産物について認証する。
- 2)エコファーマー認定制度：農業者が策定する「土づくり技術」、「化学肥料低減技術」、「化学合成農薬低減技術」を一体的に取り組む計画が県で定める「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に適合する場合、知事はその農業者を環境保全型農業を実践する農業者として認定する。
- 3)クリーンポーク制度：新潟県が、安全・安心かつ高品質な食品に対する消費者ニーズに対応して、健康な家畜を飼育し、安全な食肉を安定的に供給するため、飼養衛生管理、飼料の適正供与、医薬品の適正投与記録、畜産環境対策などの認定基準を設けている。

現状と課題

- 米政策の見直しや売れる米づくりによる産地間競争が一段と激化しており、米の品質、食味で高い評価を得ている当地域でも、消費者ニーズに応えられる米づくりが求められています。農林産物の価格の低迷など農業を取り巻く情勢が激変している中、安定した農業経営を図るため、消費者に信頼される農林産物の提供と産地マーケティング戦略などによる販売力の強化が必要です。
- 地元の生産者は、消費者の求める新鮮で安全・安心な地元産農林産物を地域に供給するなど、地域農業を支える役割を担っており、この担い手の経営安定を図るには、直売所での販売など幅広い地域内流通の取組が必要です。また、学校給食は食育の場としても重要な面があり、米以外の農林産物の供給拡大が課題です。
- 情報技術の活用が急速に進んだ今日、多様な消費者ニーズに対応するため、インターネットなどを通じて農林産物の旬の時期、品質などの情報提供が必要です。

【まちづくりの目標値】

項 目	現 状	目 標
特産品の市外への PR イベント参加数	9 回 〈平成 21 年度〉	12 回 〈平成 27 年度〉
米粉米の作付面積 (出典：農林課資料)	0.5 ha (平成 21 年度)	10 ha (平成 27 年度)

※再掲

項 目	現 状	目 標
学校給食における地元農産物（対象：野菜・キノコ）使用割合	18.6% (平成 21 年度)	35.0% (平成 27 年度)

施策の展開

1. 有利販売による販路拡大

- ①本物、こだわり志向に着目した結びつき販売⁴⁾や産地精米販売など新たな販路拡大の取組を促進します。
- ②首都圏の都市などへの販路開拓を積極的に進めるほか、他の観光資源等と連携し、あらゆる情報手段を活用して情報発信を図ることにより販路拡大を促進します。
- ③農産物に「ふるさと産品」としての付加価値を加えるとともに、市場・量販店・生協などとの情報交換を密にして、他産地との違いを明確にすることで有利販売を促進します。

【主要事業】

- ・交流都市ネットワーク事業（農産物販売促進）

2. 地産地消の推進

- ①地元農産物の供給・直売や加工品販売の取組を進め、地元産農産物の消費を促進するとともに、食と農を通じた交流などにより安全・安心な農産物を提供し、生産者所得の拡大を図ります。
- ②学校給食において、既に全量地元産米を使用している米飯給食及び米粉パン給食については、今後もこれを継続するとともに、地元産野菜なども、農業者・農業者団体などと連携して、可能な限り提供できるよう推進します。

【主要事業】

- ・地産地消推進事業

3. 農業情報ネットワークによる販売体制の強化

- ①地域ポータルサイトや産地直接販売などインターネットを利用した農林産物流通の取組を支援します。
- ②農業団体と連携しながら県内外への情報発信を促進するとともに、自らIT活用できる農業者の指導、育成の支援をします。

4)結びつき販売：米穀の生産調整に関する方針の認定を受けた者又は認定を受けることが確実と見込まれる者と食品産業（米を原料としたもち、米菓、酒などを製造する食品産業）との間に、農業者、品種、数量、加工用途を明確にした生産・販売契約を結ぶもの。

現状と課題

- 民有人工林面積は約 9,000ha、人工林率は 28% に達していますが、木材価格の低迷や森林所有者の高齢化により林業の振興が図れず、また、中越大震災や 2 年続きの豪雪の影響で、倒木や枝折れが目立つ森林が多くなり、森林の維持管理が十分に行われていない状況にあります。こうした現状を打開するため、森林整備を推進していかなければなりません。
- 林道は、効率的な林業経営や森林の適正な維持管理にとって必要不可欠な施設であり、また、山村の生活環境の改善と災害時の迂回路、さらには森林レクリエーション施設へのアクセスなど、森林の多面的な利用にも大きな役割を果たしています。森林資源を有効に利用するためには、林道の整備促進を図ることが必要です。
- 特用林産物の中でも、えのき茸となめこの生産は県内でトップを占めていますが、きのこ全体の全国的な生産競争の激化のため、価格の低迷を招いています。このため、生産コストの低減と産地としての品質の良質化・均一化へ取り組むために、生産工場の増設希望が多数寄せられています。また、中山間地域においては、転作田や自然条件を生かした山菜などの生産振興に努める必要があります。
- 森林は木材生産のほか、水資源のかん養、防災、地球温暖化防止のための自然環境の保全など重要な公益的機能も有しています。さらに、多面的利用として森林散策や自然体験、スキー場などのレクリエーション的利用も進んでいます。今後も、緑化を積極的に推進し、森林の公益的機能の維持と森林の多面的な利用を促進していく必要があります。

きのこ生産量の推移

(単位：t)

区分	えのき	なめこ	その他	合計
平成 15 年度	11,519	929	152	12,600
平成 16 年度	10,313	939	123	11,375
平成 17 年度	12,528	1,264	494	14,286
平成 18 年度	12,234	1,916	213	14,363
平成 19 年度	12,536	2,290	221	15,047
平成 20 年度	12,884	2,153	212	15,249
平成 21 年度	12,270	2,232	200	14,702

(資料：十日町農業協同組合取扱)

きのこ生産額の推移

(単位：百万円)

区分	えのき	なめこ	その他	合計
平成 15 年度	3,384	499	81	3,914
平成 16 年度	2,838	406	55	3,299
平成 17 年度	3,222	533	76	3,831
平成 18 年度	3,580	774	83	4,437
平成 19 年度	3,599	870	81	4,550
平成 20 年度	3,823	902	89	4,814
平成 21 年度	3,271	916	83	4,270

(資料：十日町農業協同組合取扱)

施策の展開

1. 森林の育成と保全

- ①優良大径材の産地化を形成するため、地球温暖化防止、水源かん養、土砂流出防備などを持つ森林の計画的な保育、造林作業を継続して実施するほか、間伐材活用を積極的に促進し資源循環型社会を目指します。地域林業の中核的担い手である森林組合等を支援します。
- ②災害の防止や緑豊かな環境の維持など、公益的機能を高めるため森林の保全を推進します。

【主要事業】

- ・ふるさとの森林復元支援事業
- ・集落共有林整備支援事業
- ・市有林・市行造林整備事業
- ・森林整備推進事業
- ・生産森林組合育成経費補助事業

2. 林道整備の推進

- ①自然環境を保全しながら森林の有する公益的機能が高度に発揮できるように、工法、路線配置などを十分に検討して整備するとともに、常時、適切な維持管理を行います。

【主要事業】

- ・林道整備事業

3. 特用林産物の振興

- ①きのこの栽培技術の向上と流通コストの低減を図り、消費者ニーズに応えられる安心・安全な産地づくりを促進します。
- ②県内トップのきのこ産地確立に向けた取組を推進し、国県補助事業の活用による生産工場の増設及び生産コストの低減を図ります。
- ③転作田や遊休農地などを利用し、山菜を始めとした特用林産物の振興を図ります。

【主要事業】

- ・きのこ王国支援事業

4. 森林の総合的利用の推進

- ①森林の持つ保健文化機能を生かし、レクリエーション活動や観光の拠点として、また森林浴など自然とのふれあいの場として、森林公園や散策道を整備するとともに、人と自然環境との調和を目指し、住民ニーズに合った利用の推進を図ります。

【主要事業】

- ・森林整備推進事業

現状と課題

- 中山間地域は、集落の過疎化や零細経営に加え、若者の農業離れによる後継者不足と農業従事者の高齢化も進んでおり、地域の活性化と中山間地農業の生き残りのための施策が求められています。このため、耕作条件の悪い農地の基盤整備を推進し、生産性の向上と機械化や生産組織化による安定した農業が営まれるような基盤づくりが必要です。
- 環境の保全と農村地域の定住条件を高めるため、農村生活環境の整備を推進する必要があります。
- 地域活力の増進を促すため自然の特色を生かした取組、水辺生態系の維持や内水面漁業の振興などにより、地域の活性化を進めていく必要があります。

施策の展開

1. 生産基盤の整備

①耕作条件の悪い中山間地域を重点的に、地域の実情に合わせた農業生産基盤（ほ場、農道、用排水路）の整備を促進し、優良農地を確保することにより維持管理の省力化を図り、持続性のある営農形態の整備に努めます。

【主要事業】

- ・ 中山間地域総合整備事業
- ・ 農地環境整備事業
- ・ 継続的農林業生産体制整備事業

2. 農村生活環境の整備

①恵まれた自然環境や棚田などを保全するとともに、活力と潤いのある農村生活環境の整備を推進します。

【主要事業】

- ・ 中山間地域総合整備事業

3. 水辺環境整備と内水面漁業の振興

- ①身近な河川、池などの水辺環境や河川の落差を解消する施設などを整備し、水辺生態系の維持・保全との調和を図りながら、農村の景観と生活環境の保全を図ります。
- ②漁業協同組合などと連携し、サケを始めアユやイワナなどの河川放流や錦鯉などの養殖を推進し、内水面漁業の振興を図ります。

【主要事業】

- ・ 地域用水環境整備事業

4. 都市と農山村の交流の促進

①都市と農山村交流事業を促進し、中山間地域の活性化を図ります。

【主要事業】

- ・ ふるさと貸農園事業
- ・ 地域活動グループ支援事業

現状と課題

- 少子化の進行や進学、都会志向の増加などにより、情報サービス業や製造業などを中心に技術革新に対応できる知識と技術を身につけた若年労働者の不足が深刻化しています。このため、技術者の養成と、若年労働力の確保が必要です。
- 多様化が進む消費者ニーズの的確な把握とともに、共同宅配サービスや電子商取引などの新たなビジネスモデルの取組による経営強化や、コストの削減が課題です。
- 厳しい経営状況を乗り切るためには、コスト削減による生産体制の整備や新たな取引先の開拓などが課題となっており、経営基盤の強化を図るための融資制度などの充実が必要です。

【まちづくりの目標値】

項 目	現状（平成 20 年度末）	目標（平成 27 年度末）
製造業事業所数	527 事業所	540 事業所
ものづくり体験事業参加者数	0 人	30 人
産業創造アドバイザー派遣等支援事業申請数	1 社	4 社

施策の展開

1. 人材の育成・確保

- ① 中小企業大学校などが実施する各種人材育成研修への参加を支援し、後継者やリーダーの育成及び産業の高度化やハイテク化に対応できる人材の育成を推進します。
- ② 新規学卒者やU J I ターン希望者に対し地元企業のP Rを行い、地元企業への人材確保を図ります。
- ③ 能力開発や職業訓練を行うため、認定高等職業訓練校の機能充実を図ります。

2. 経営体質の改善

- ① 消費者ニーズに的確に対応できる生産体制・販売体制の整備を促し、整備に必要な融資制度の充実を図ります。
- ② 新事業や新分野・新技術などに取り組む企業支援として、国・県などの研究開発費、商品開発費などの助成金制度や設備投資のための融資制度の活用を促すとともに、市の融資制度の充実も図ります。

【主要事業】

- ・ 信用保証協会保証料補助事業
- ・ 各種制度融資事業

3. 経営指導の充実

- ① 消費者ニーズの的確な把握や技術の習得などのために実施する、各種経営セミナーや経営診断などを支援することにより、企業の経営力の向上を図ります。
- ② 地元商工会議所や商工会、ローカル支援センターなどと連携し、経営指導や金融相談などの充実を図ります。

【主要事業】

- ・ 産業創造アドバイザー派遣等支援事業

現状と課題

- きもの産業は、きもの需要の長引く低迷により、販売額も減少を続け地域経済にも大きな影響を与えています。しかし、繊維工業関連の従業者数が製造業全体の3割以上を占めるなど依然として本市最大の産業であり、また、そのデザイン・染め・織りなどの技術力は高く、今後も高付加価値化を図りながら、新製品の開発、新分野への進出、流通形態の改善、関連業種のネットワーク化などにより消費者ニーズの的確な把握に努め、きもの産業の再構築を図っていく必要があります。
- IT 関連産業や精密機械、電気機械、食料品製造業なども地域経済に大きく貢献していますが、製造業全体での生産額は減少傾向にあります。このため、企業が持つ技術などの情報を発信し、受注や生産を増加させる必要があります。
- 工業全体の生産額が減少している一方で、きもの産業と関連した事業を展開して多くの雇用を創出している企業もあります。今後は、このように新分野に展開を図る企業や研究開発関連などのベンチャー企業の育成を図る必要があります。

製造業全事業所数の推移

区 分	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年度
事業所数 (所)	703	562	527
従業員数 (人)	5,994	5,066	4,319
出荷額等 (百万円)	58,684	52,313	51,192

(資料：にいがた県の工業)

【まちづくりの目標値】

項 目	現 状	目 標
製造業事業所数	527 事業所 (平成 20 年度)	540 事業所 (平成 27 年度)

施策の展開

1. きもの産業の振興

- ①十日町地域地場産業振興センター「クロス10」、十日町織物工業協同組合を中心にきもの関連業種と連携し、きもの産業の振興を図ります。
- ②生活様式の変化等に対応するため、織物業界や関係団体などと連携しながら、消費者がきものや和装を身近に感じられるような環境づくりを進めるとともに、消費者ニーズに対応した新しいビジネス展開を支援します。
- ③各種きもの普及事業やきものフェスタなどの開催を支援するなど、需要の拡大を図ります。

【主要事業】

- ・十日町織物販路開拓支援事業
- ・十日町織物工業協同組合助成事業

2. 織物技術を活用した新分野への進出

- ①消費者が購入しやすく、気軽に着ることができる、きもの・和装新商品等の開発を支援し、需要の拡大を図ります。
- ②織物産業が持つ高度な技術やアイデアを生かして、新たな事業展開や有望な産業分野への進出を支援します。
- ③新技術・新製品開発に対応できる十日町地域繊維技術支援室機能を継続します。

【主要事業】

- ・十日町織物工業協同組合助成事業

3. ものづくり力の向上

- ①下請け体質からの脱却とオンリーワンのものづくり力の集積を目指し、市内異業種交流会等を中心としたネットワークの構築や販路開拓・新規ビジネスチャンス獲得を後押しする取組を展開します。

【主要事業】

- ・新規ビジネス応援事業
- ・販路拡大助成事業

4. 新事業・新技術の開発力向上

- ①企業が独自の新事業、新技術などの開発を行うための支援を行うほか、国・県や(財)にいがた産業創造機構などが支援する研究開発費・商品開発費などの助成金制度や設備投資のための融資制度等の活用を促します。

【主要事業】

- ・新商品等開発支援事業
- ・妻有焼の里づくり推進事業

5. 産業振興の拠点づくり

- ①十日町地域地場産業振興センターの地場産業振興機能の充実を図るために、リニューアルを実施します。これにより、地元産業の振興のほか、食を始めとする地域資源の発掘機能を付加するとともに、ものづくり業者の拠点、さらに、地場製品の販売拠点として産業の振興を図ります。

【主要事業】

- ・十日町地域地場産業振興センター助成事業
- ・クロス10による地場産品ネットショップの開設

現状と課題

- モータリゼーションの進展や消費者ニーズの多様化などを背景に、郊外に新たに形成された商業集積地に消費者が集まりつつあります。一方、後継者難や空き店舗の増加などにより、商店街の活気が失われてきています。都市機能や地域のコミュニティを維持するうえで、商店街の活性化が重要な課題です。
- 中心商店街においてはアーケードや融雪歩道などの近代的な商業基盤施設の整備が終了し、今後は十日町の歴史的、和文化的資源を生かした十日町らしさを感じさせる商店街づくりが必要です。また、個々の店舗が自ら魅力的な店づくりに積極的に取り組むことが求められています。
- 周辺地域の商店街も中心商店街と同様に、大型店や郊外型店などの影響により厳しい状況におかれています。今後は、これまで以上に地域に根ざした商業活動の展開が必要です。
- 高齢化の著しい進行と周辺地域における小売店の減少より、買物に行けない人たちが増えつつあります。今後は、日常生活に不安を感じさせないような買物環境の整備が必要です。

商業の推移

区 分		平成 9 年	平成 14 年	平成 19 年
合 計	商 店 数 (店)	1,071	1,029	902
	従 業 員 数 (人)	4,892	5,020	4,458
	商品販売額 (千万円)	14,066	11,003	10,171
卸 売 業	商 店 数 (店)	126	154	136
	従 業 員 数 (人)		1,060	827
	商品販売額 (千万円)		4,147	3,553
小 売 業	商 店 数 (店)	945	875	766
	従 業 員 数 (人)	-	3,960	3,631
	商品販売額 (千万円)	-	6,856	6,618
	※売場面積 (㎡)	83,193	73,891	75,933

(資料：商業統計調査)

【まちづくりの目標値】

項 目	現 状	目 標
商圏内 (十日町市、津南町、旧高柳町、旧大島村) 購買シェア	67.8% (平成 19 年度)	70.0% (平成 27 年度)

(資料：中心市街地に関する県民意識・消費動向調査報告書)

1. 商店街活性化の推進

- ①商店街に消費者の目を向けさせる賑わい創出イベントや個店の魅力を高めるソフト事業など、商店街が行う取組を支援し商店街の活性化を図ります。
- ②十日町商圈からの購買客の流出を防ぐため、消費者動向に対応した独自性のある顧客サービスや魅力的な商業空間づくりを支援します。
- ③やる気のある店主を中心に、中心市街地に商店街のネットワークの拠点づくりを行い、賑わいの創出を図ります。
- ④次代の商業者を育てるための後継者育成事業や魅力的な商店街づくり、店舗づくりに資するためのアドバイザー事業などに、関係団体と連携して積極的に取り組みます。

2. 中心商店街の賑わい創出

- ①商店街に賑わいと活気を取り戻すため、商店街活性化イベントや空き店舗活用事業などを支援します。
- ②中心商店街の活性化を一体的に進めるため、TMO（タウンマネジメント機関）⁵⁾や商店街、商工団体と連携した施策を展開します。
- ③空き店舗や空き事務所などを、インキュベーション（起業支援）施設などに活用することを研究します。
- ④市民や来訪者が、食や文化、景観などに“十日町らしさ”を感じられる商店街の形成を目指すとともに、利便性や快適さを感じられる地域密着型商店街の形成を促進します。
- ⑤現状では活用されていない空き店舗を利用する新規出店を促し、商店街の賑わい創出を図ります。
- ⑥中心商店街における買い物客の利便性を高めるため、遊休地を利活用した駐車場の整備を図ります。

【主要事業】

- ・中心市街地商業活性化推進事業
（・十日町TMO運営支援事業、
・中心商店街貸店舗改修支援事業助金、
・中心商店街空き店舗活用促進事業補助金）
- ・中心市街地活性化基本計画の策定

3. 周辺商店街における商業活動の維持

- ①地域住民の生活を支える周辺商店街の独自の商圈設定、顧客管理の確立、事業の共同化などを支援するとともに、地域コミュニティを維持するための利便性の向上に資する、地域に根ざした商業活動の展開を支援します。
- ②周辺商店街の拠点づくりやイベント事業、景観づくりなどを支援します。
- ③高齢者や買物に出られない人たちの利便性の向上も踏まえ、移動購買車の普及や宅配サービスの推進などにより商業活動のエリア拡大のための支援をします。

5)TMO：Town Management Organizationの略で、中心市街地における商業集積を一体的かつ計画的に管理・運営する街づくり機関のこと。

現状と課題

- 十日町圏域の経済は、これまで、基幹産業であるきもの産業を始めとして、精密機械、電気機械などを中心に発展してきましたが、近年はいずれの産業も競争激化の波にさらされており、生産額の落ち込みや事業規模の縮小など、地域全体への影響が懸念されています。
- 市町村合併により広がったエリア内に埋もれている人材や文化、地域資源の発掘・見直しを積極的に行い、それらの有効活用とその可能性を模索する必要があります。
- 市場ニーズの変化による生産額の減少などで地域経済が停滞するなか、情報サービス業やリサイクル業、バイオマス産業⁶⁾など活発な活動を展開している企業もあります。これらの企業間の連携を進め新たな産業の創出を図り、雇用の拡大につなげる必要があります。
- 景気の低迷により新たな販路の開拓が重要な課題となっています。このため、個々の企業が県内や県外で開かれる見本市等に参加するなど、自社製品の販路拡大のための支援が必要です。

【まちづくりの目標値】

項 目	現状（H21 年度末）	目標（H27 年度末）
販路拡大助成事業申請数	5 社	10 社
新商品等開発支援事業採択件数	3 件	4 件
地域ブランド構築事業による新商品開発	—	3 品
ロケ応援団によるCMやドラマのロケ隊誘致	—	2 回

施策の展開

1. 地域資源を活用した産業の創出と育成

- ①地域資源の積極的な掘り起こしを行い、その可能性と活用について検討します。
- ②リサイクル産業や情報サービス業、ナノテク産業⁷⁾、バイオマス産業など将来発展性のある業種について、積極的に事業化の支援を行い、集積化を図ります。
- ③積極的な企業訪問により業界等の動向やニーズを把握したうえで企業と地域資源の融合を促進するとともに、新分野への進出や新商品開発などに対する各種支援制度の整備・拡充とその有効活用の促進により、新たな産業の創出を図ります。
- ④ホームページへの掲載などにより各種支援制度の事業内容を積極的にPRします。

【主要事業】

- ・十日町地域地場産業振興センター助成事業
- ・十日町産業フェスタ支援事業
- ・妻有焼の里づくり推進事業

2. 能力・技術力の開発と人材育成

- ①ジョブカフェ事業⁸⁾など、関係機関による各種支援事業を有効に活用します。
- ②若年層を中心とした支援制度の整備を行います。

3. 販路拡大への支援

- ①販路拡大を目的とした見本市等に参加するための出展費等の支援を行います。
- ②県内外で行われる見本市等の情報を関係企業に提供し参加を促します。

【主要事業】

- ・販路拡大助成事業
- ・クロス10による地場産品ネットショップの開設

4. 地域資源を活用したブランドづくり

- ①地域産品の高付加価値化とブランド化の実現に向け、関係者と連携した取組を進めます。
- ②地域ブランドを適切に保護するための地域団体商標登録の取組を支援します。
- ③地域産品や培われた技術力を生かしながら他地域との競争を勝ち抜くとともに、新たな需要開拓や新製品開発などの企業活動を支援します。
- ④関係者の商品デザインに対する意識高揚を図るとともに、デザインバンクを設置するなど商品のパッケージデザインのレベルアップを支援します。

【主要事業】

- ・十日町地域ブランド構築事業
- ・新商品等開発支援事業

6)バイオマス産業：動植物から生まれた再生可能な有機性資源を利用した産業のこと。

7)ナノテク産業：10億分の1メートルサイズの超微細世界で原子や分子を操作し、加工・応用する技術を用いた産業のこと。

8)ジョブカフェ事業：フリーター・ニート対策（若者自立・挑戦プラン）の一つとして、平成16年度から国が実施している事業。若者を対象に、カウンセリングやセミナー、適性判断、情報提供、職場体験などの雇用関連サービスを提供するもの。

現状と課題

- 消費者ニーズの多様化に伴い、産業界では新しい技術開発に余念がなく、生き残りをかけた競争が激しさを増している中、事業所単独での努力には限界があり、行政の支援が必要です。
- 市内には今も地域経済を支えている基幹産業の織物関係事業所や、大手企業との取引がある新進の製造事業所など、確かな技術と信頼を有する事業所が多数存在します。こうした事業所ではこれまで蓄積してきた技術的資産が数多くありながら、人材や資金、研究という部門が大きな壁となり、新しい製品開発に踏み切れないケースが顕在化しています。
- 各事業所の保有する技術的資産の活用や組合せにより、更なる成長と産業の創出に発展する可能性があります。そのためにも技術開発を目的とする異業種間の連携促進、またそこから生まれる技術の優位性を学術面から後押しできる教育・研究機関とのつなぎ役の確保が必要です。

施策の展開

1. 異業種間交流の促進

- ①既存の交流グループへの加入事業所の増加を始めとした活性化支援を行うとともに、技術開発に軸足を置いた交流へ転換を図るための交流促進に努めます。
- ②他地域主催の異業種間交流フェアなどへの出展を促進し、新たな取引先の開拓を支援します。

2. 産官学の連携推進

- ①産官学の連携推進のため、交流の場の確保、情報収集手段の整備を積極的に行います。
- ②実現性の高いものについては迅速かつ有効な取組ができるように、金融機関等との連携を強化しながら、資金面における環境を整備します。
- ③産官学の役割を明確にし、技術、知識、企業支援を結びつけられる体制の確保に努めます。

【主要事業】

- ・産官学連携推進事業

3. 研究機関との連携強化

- ①県内の研究機関の情報を広く地元産業界に周知するとともに、具体的な研究開発につながる仕組みの構築に努めます。
- ②産業界が求める技術の高度化や高付加価値化に必要な研究への取組を支援する体制作りとともに、情報発信のための研究成果発表の場を確保します。

4. 農商工連携の促進

- ①農商工事業者のマッチング、農商工連携のための生産基盤の整備、農商工連携による商品開発や販路開拓、広報などの促進を図ります。

【主要事業】

- ・6次産業振興事業

【まちづくりの目標値】

項 目	現状（H21 年度末）	目標（H27 年度末）
産官学連携推進事業による十日町発ビジネスモデルの創出件数（延べ）	0 件	3 件
加工・販売・直売所の新規創業数	—	2 事業所

現状と課題

- 製造業を中心とした既存企業の育成とあわせ、雇用の確保・拡大に向けた新しい産業の創出が求められています。産業構造の転換やベンチャー企業の育成など、新規創業・新分野進出を行う起業家への支援を行い、新たな産業振興と新規雇用の創出を図る必要があります。
- 地域経済が低迷傾向にある中、主要産業では、事業所の整理・縮小が行われるなど、雇用の場が減少しています。これらの圏域経済を支える産業の育成と雇用創出を図るため、産業の振興策や企業への支援策を行いながら、雇用環境の充実に努めていく必要があります。
- 昭和 40 年代から 30 社を超える企業が進出し、地域に根ざした企業活動を行っていますが、最近の経済情勢の変化や景気の低迷により、新たな企業誘致が進まない状況にあります。企業誘致に向けた条件整備や新規起業の支援環境の整備などを推進し、魅力ある企業の育成や先端技術企業などの誘致に努め、産業の活性化を図る必要があります。
- 求人と求職のミスマッチを始め、若年層を中心としたフリーターやニートの急増による職業意識の変化や働く女性や高齢者、障がい者に対する雇用条件の環境整備など、多様なニーズに対応した就業機会の創出が必要です。また、パートタイム労働者などの非正規社員が増加し、労働条件や賃金面などで正社員との格差が生じています。若年層を中心として、正社員への転換や雇用環境の改善を図るための支援対策が必要です。
- 社会環境の変化に伴い、高齢者や女性、障がい者の就労意欲が高まっています。そのため、育児・介護休暇の普及や高年齢者の就業の場の確保、障がい者の自立促進など、それぞれの能力を発揮する場の確保が求められています。

【まちづくりの目標値】

項目	現状	目標
企業設置奨励条例に基づく新規雇用者数	170 人 (H17~21)	300 人 (H23~27)
十日町管内の求職者の就職率 ※就職率 = 就職件数 (パート含む) / 求職者数 (ハローワーク資料)	39.1% (平成 20 年度)	50% (平成 27 年度)
十日町管内の新卒就職希望者 (高校) の管内就職率 ※管内就職率 = 管内就職者数 / 管内新卒 (高校) 求職者数 (ハローワーク資料)	53.0% (平成 21 年度)	75.0% (平成 27 年度)

施策の展開

1. 起業家への支援

- ① 財にいがた産業創造機構や県中小企業支援センター（十日町ローカル支援センター）と連携して、新規創業、新分野進出の支援や新規事業などの創出、研究開発型事業の育成支援などを行います。

【主要事業】

- ・新規ビジネス応援事業
- ・遊休工場等活用促進事業

2. 既存企業の育成・支援

- ① 企業の経営基盤の強化とともに、人材育成、研究開発や雇用の促進のための支援制度や融資制度の整備・拡充を図ります。
- ② 積極的な企業訪問により情報の収集を行い、企業が持つ技術の発信やビジネス交流を通じて、新たなビジネスチャンスを展開する企業間の橋渡しと、受発注を促進するための手法を検討します。

【主要事業】

- ・販路拡大助成事業

3. 企業誘致の推進

- ① 従来の製造業中心の誘致にとどまらず、ベンチャー企業やバイオマス技術研究開発企業、IT産業などの誘致を進めます。
- ② 企業参入の際の様々な初期投資費用、立地条件、企業ニーズなどの的確な把握のもと、企業誘致優遇制度全般について検討・見直しを行い、企業が進出・立地しやすい環境整備を推進します。
- ③ 企業立地の適地や遊休工場・事務所などを調査し、企業用地などの確保・物件の情報提供などを行い、適地への誘導、遊休工場・事務所の利用を促進します。

【主要事業】

- ・企業設置奨励事業

4. 雇用の安定・確保と雇用環境の向上

- ① 企業に対して各種の企業支援制度の情報を提供するとともに、効果的な求人開拓を行います。
- ② 十日町地区雇用協議会やハローワーク十日町との連携を密にし、高校生の職場見学や教師との連絡会議、U・Iターン就職ガイダンスの実施などを通して、新規学卒者を始めとする若年者の地元定着を図ります。
- ③ 高齢者の雇用促進や障がい者の就業促進を支援するため、関係機関と連携しながら、高齢者や障がい者の就労に対する事業主の理解と協力が得られるよう取り組みます。
- ④ 育児や介護との両立を果たして働いている女性の再雇用制度や育児休業制度の普及啓発を行うとともに、職場環境の向上と育児や介護などの支援事業の充実を図ります。